

施策大綱5

計画の推進による自立したまち (行財政)

第五次須恵町総合計画(後期計画)

施策項目1／効率的な行財政の推進

施策内容1:行財政改革の推進

施策内容2:安定的な財政運営の推進

施策内容3:計画の進捗状況の確認

施策項目2／地方分権への対応と連携体制の確立

施策内容1:自主・自立のまちづくりの推進

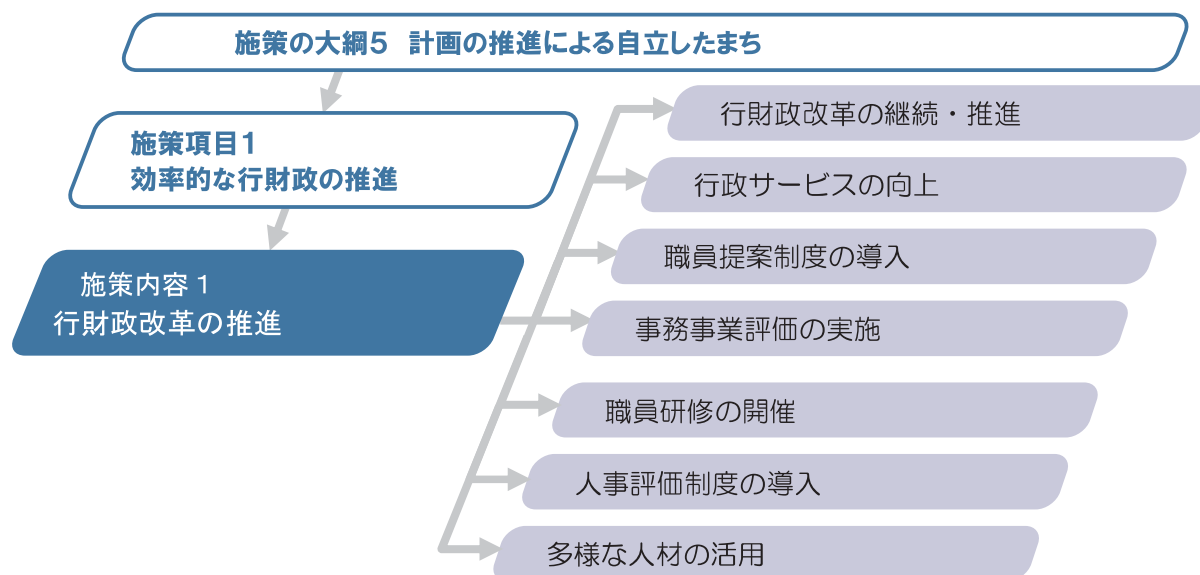
施策内容 1 行財政改革の推進

最小の経費で最大の行財政効果を生み出すため、町の行財政運営に関する方針を定め、行政サービスの向上を図りながら、事務事業の見直しをはじめとした行財政改革を推進していきます。

みなさんで取り組みましょう

- ・須恵町では、平成18年に行政改革集中プランを策定し、事務事業の再編・整理と廃止・統合、民間委託などの推進、職員の定員管理・給与の適正化、経費節減などに取り組んできました。今後も、町民ニーズの高度化・多様化などの社会情勢の変化に適切に対応し、健全な行財政運営を行うためにも行財政改革を推進していくことが求められます。
- ・事務事業の再編・整理と統廃合については、実施すべき事業とそうでない事業の仕分けが充分に行われておらず、今後さらに進めていく必要があります。
- ・職員の定員管理・給与の適正化については、組織機構の再編により人員削減が進み、1人あたりの業務量の増加も見られるとともに、事務事業の廃止・統合も行われていることから、町民への行政サービスを低下させないようにすることが重要です。

みなさんで取り組みましょう



みなさんで取り組みましょう

(1) 行財政改革の継続・推進

- ・行政内における様々な分野を検証し、構造改革や財政の健全化など、行財政改革を推進します。

(2) 行政サービスの向上

- ・情報化社会に対応した行政手続の電子化など、町民ニーズに対応した行政サービスの向上に努めます。
- ・行政や地域の情報を広く早く発信するため、広報やホームページの充実や適切な情報公開を図ります。

(3) 職員提案制度の導入

- ・業務改善などに関するアイデアを職員から募集し、優れたものを採用する職員提案制度を導入し、町の政策として検討・活用します。

(4) 事務事業評価の実施

- ・各課で行われている事務事業について、用いられた費用と得られた効果について分析する事務事業評価を行うなど、事業の必要性について常に検討し、より効果の高い事業の財源を確保します。

(5) 職員研修の開催

- ・地方分権や社会情勢など行政を取り巻く環境変化に対応するため、自ら創意工夫を行い、業務を行う政策立案能力に優れた人材を育成します。
- ・職員の町民とのコミュニケーション能力や資質の向上、業務能力向上などについて、庁内で研修や勉強会などの場を創出するとともに、職場外研修などに職員を積極的に派遣します。

(6) 人事評価制度の導入

- ・職員の業務に取り組む意欲の向上につながるように、職員の能力や業績に応じた評価を行う人事制度を導入します。

(7) 多様な人材の活用

- ・まちづくりに意欲のある人材を採用するとともに、障がい者や失業者の雇用の機会を創出するなど、多様な人材が活躍できる雇用を行います。

施策の大綱1
町民とともに
協働と参加の
まち

施策の大綱2
多様に学び、
文化を育む
まち

施策の大綱3
誰もが健康で
いきいきと
暮らせる
まち

施策の大綱4
安全で安心し
て
快適に暮ら
せるまち

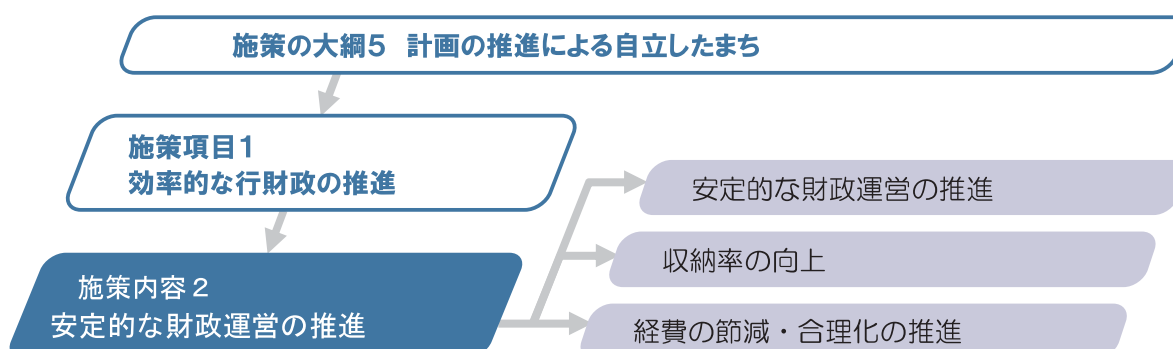
施策の大綱5
計画の推進
による
自立した
まち

須恵町の厳しい財政事情を鑑み、安定した財源の確保や既存の税（料）の収納率向上などを図ることで、行政サービスを低下させることなく財政運営を行います。

現況と課題

- ・須恵町の平成26年度の財政力指数は0.534と比較的脆弱であり、今後は新たな財源の確保など財政運営の安定化を進め、財政力の強化を図る必要があります。一方で、三位一体の改革に伴う国から地方への税源移譲を効果的なものとするために、地方税を中心とした安定的な歳入構造を実現していく必要があります。また、地方の裁量に応じて活用できる一括交付金を活用し、まちづくりや行政運営の効果を上げることが重要です。

施策体系



施策の方向性

(1) 安定的な財政運営の推進

- ・自主財源の確保に努めるとともに税源の移譲に対応した組織体制を整備します。
- ・交付金事業を活かすなど町の知恵や創意による財源確保を図ります。
- ・公共施設等総合管理計画を策定するなど、効率的な財政運営を図ります。

(2) 収納率の向上

- ・財政運営の安定化のため、納税意識の向上を図り、関係機関と連携し、税（料）の収納率向上に努めます。

(3) 経費の節減・合理化の推進

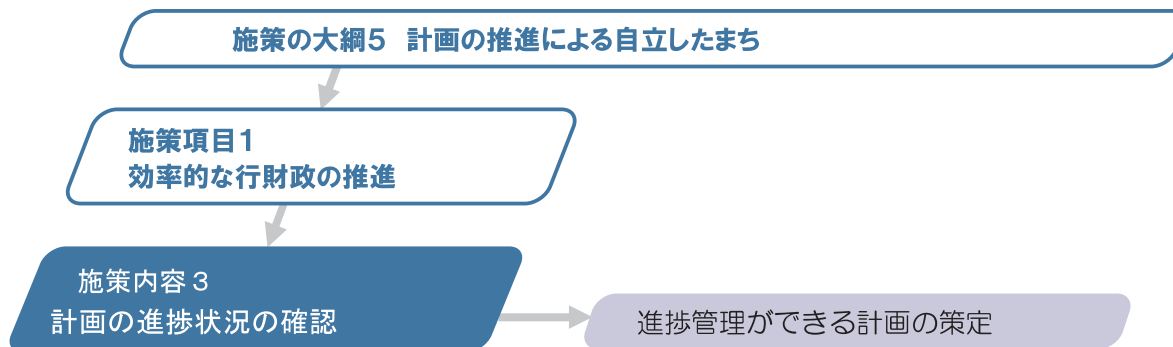
- ・経費節減を推進するために、各職員のコスト削減に対する意識を醸成します。
- ・補助金や事務事業の見直しの実施による経費の合理化を推進します。

総合計画をはじめとした行政計画の実効性を高めてそこに位置付けられているまちづくりを実現するため、進捗状況が管理できる計画書づくりや管理体制を構築します。

現況と課題

- ・須恵町では、最上位計画である総合計画の下位計画として、都市計画マスタープランや緑の基本計画など、分野別に具体的な計画を策定しています。第四次須恵町総合計画では、計画に位置付けられている施策の中で、財政や体制などの問題で計画期間に実行できなかったものや、想定された成果が上がらなかったものなどがありました。第五次総合計画では上記課題を受け、「財務実施計画」を策定し、安定した財政運営に基づく効果的な施策を実施しています。
- ・今後は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などにも対応した事業評価システムを導入し、PDCAサイクルによる計画の進捗管理が必要です。

施策体系



施策の方向性

(1) 進捗管理ができる計画の策定

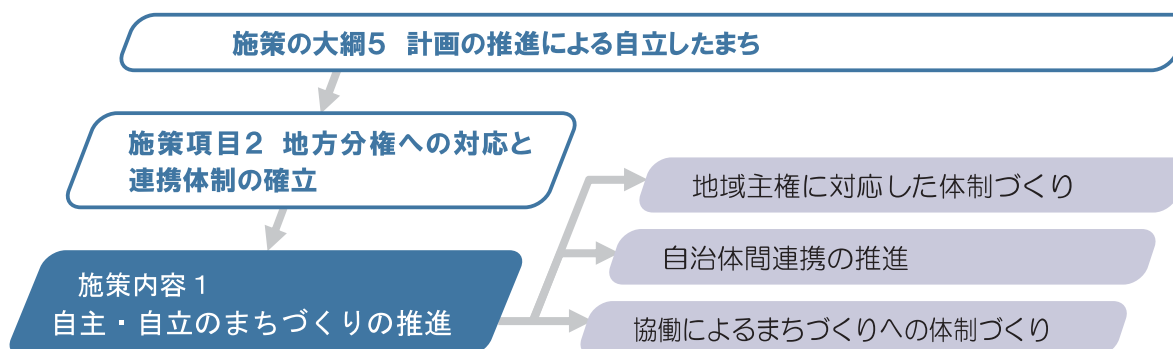
- ・各計画の策定においては、成果指標などの数値目標を設定し、進捗状況を管理できるようにします。
- ・進捗状況を評価する第三者評価機関を立ち上げるなど、職員だけでなく町民も進捗状況が把握できるような透明性のある進捗管理の仕組みをつくります。

須恵町が今後も活気ある自主・自立に向けたまちづくりを進めていくため、国の進める地方主権改革に対応した効率的・効果的な行財政運営を行うとともに、周辺市町との連携体制を強化します。

現況と課題

- ・国は、これまで国が定めていた規定や基準などを地方公共団体の裁量で決定ができるよう、地域主権改革に伴う権限移譲を進めており、国と地方公共団体の関係は対等なパートナーシップへと転換し、地方公共団体は自主自立し、自らの手で持続可能なまちづくりを行うことが求められるようになりました。
- ・国全体の人口減少に伴う税収の減少、高齢化に伴う社会保障費の増大等により、国の財政状況はひっ迫しつつあることから、国は将来にわたっての「人口減少問題の克服」と「成長力の確保」を目指す「総合戦略」の策定を全地方公共団体へ促し、「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決める社会づくり」を目指す取組みを進めています。須恵町でも平成27年度に「須恵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかけるための諸政策を決定しました。
- ・民間企業などによる公的サービスへの参画が着目され、官・民の連携による「協働によるまちづくり」が重要とされています。国は諸法律を改正し、市町村と連携してまちづくりに取り組む団体を支援する制度を創設するなど、民間企業や各種団体のまちづくりへの参画促進を行っています。
- ・単独自治体では解決が難しい課題については、自治体間で協力することで大きな効果が見込まれるものもあり、福岡県内においても、地方公共団体の連携体制の構築が進められています。
- ・須恵町は校区コミュニティを中心とした「町民の自主・自立のまちづくり」を進めてきましたが、行政や住民自治だけでは対応できない地域課題が拡大を続けています。今後は、公的サービスが届かない地域課題を、行政・地域・企業等が協働し、解決していく「新たなまちづくりシステム」を構築し、今後も活気ある魅力ある「須恵町」を存続させていく必要があります。

施策体系



施策の方向性

(1) 地域主権に対応した体制づくり

- ・移譲される事務と従来から処理している事務とを一体的かつ総合的に行うことによって権限移譲の効果を最大限活かせるように、庁内の体制づくりを進めていきます。

(2) 自治体間連携の推進

- ・既に広域化されているごみ処理やし尿処理、介護保険事業や広域消防などの円滑な運営を行うとともに、他の分野における広域化についても効果を検証し、必要に応じて推進します。
- ・電算処理など共通システムの活用による事務の効率化や3町にまたがるボタ山の有効活用をはじめとして、周辺市町との連携による取組みを積極的に進めていきます。

(3) 協働によるまちづくりへの体制づくり

- ・「地域の課題は地域で解決する」を基本に、校区コミュニティ活動を「地域自治の核」と位置付け、地域住民の絆づくりを進めるとともに、行政や住民自治だけでは対応できない地域課題を、行政・地域・企業などが協働し、解決する「新しいまちづくりシステムの構築」を目指します。
- ・「新しいまちづくりシステム」の担い手である町民・地域・企業等の活動を活性化させるため、情報交換・意見交換できる場所を設ける等、連携体制を強化し、その支援を行っていきます。
- ・町民の意向や町の現況と課題をきめ細かく把握するため、まちづくりに関心や意欲のある町民がまちづくりに参画できる体制を構築し、行政各課が定める行政計画の策定などに活かしていきます。
- ・地域が抱える課題にきめ細かく対応した事業を行うため、町民や地域・企業等との対等なパートナーシップをつくるとともに、実現可能なものについては、『協働事業』として積極的に計画及び実施を行います。
- ・行政内の重要事項を検討するにあたっては、小委員会等を設置する等、自主・自立のまちづくりの推進に向けた行政内連携体制を再構築し、実効性の高い計画立案を目指します。

施策の大綱1
町民とともに
協働と参加の
まち

施策の大綱2
多様に学び、
文化を育む
まち

施策の大綱3
誰もが健康で
いきいきと
暮らせるまち

施策の大綱4
安全で安心して
快適に暮らせる
まち

施策の大綱5
計画の推進による
自立したまち